

議員提出議案第三号

文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を文京区議会會議規則第十二条第一項の規定により提出する。

令和五年二月七日

提出者 文京区議會議員

金子 てるよ

関川 けさ

關川

板倉 美千代

板倉

萬立幹

萬立



文京区議會議長 殿

文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

文京区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月文京区条例第四十二号）の一部を次のように改正する。
付則に次の二項を加える。

（保険料の均等割額の特例）

30 当分の間、令和五年度以後の年度における初日の前日において、十八歳未満である被保険者（納税義務者及びその配偶者を除く。）が同一世帯に属する場合における当該被保険者に係る第十四条の四、第十五条の五、第十五条の十及び第十五条の十三の被保険者均等割額は、第十五条の四第二号及び第十五条の十二第二号の規定にかかわらず、賦課しない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の文京区国民健康保険条例付則第三十項の規定は、令和五年度以後の年度分の保険料について適用し、令和四年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（説 明）

子に係る保険料の被保険者均等割額を免除し、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、本案を提出いたしました。